

**◆都の現状**

- 平成15年度から各児童相談所に虐待対策班を設置。虐待対策班は児童福祉司や警察官OB等を配置し、安全確認、一時保護、関係機関調査など初期対応から援助方針決定まで業務に対応
  - 一時保護の必要があるなど援助方針決定後も支援が継続する見込みの事案は、地区担当の児童福祉司も初期対応から虐待対策班と協働
- 虐待対策班と地区担当が並走することで、役割分担と所内ケース引継ぎの円滑化を図っている

**◆国の動向等****「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」（平成28年3月10日）**

- ・ 通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と措置後のマネージメントを行う機能を別の機関で行うといった体制整備が必要

**「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたWG」（平成30年12月27日）**

- ・ 児童相談所が保護機能と支援マネジメント機能を果たすための体制整備を進めるとともに、質の確保・向上を図られるよう、第三者の視点も踏まえた見直しを進める仕組みが必要
- ・ 地域で保護から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制とするためには、児童相談所の体制整備のみならず、市町村の体制を強化していくことが必要

**「児童虐待の防止等に関する法律」（令和元年6月26日公布）**

- ・ 都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため（中略）児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない

**➤ 児童相談所の機能分化、児童相談所と区市町村の役割分担に基づく機能の充実・深化を推進****◆海外における参考事例**

- [アメリカ] ハイリスクはCPS（≡児相）が対応、低リスクケースは市町村の子育て支援サービス等が対応
- [イギリス] CSC（≡児相）の内部でケースの進行や内容に応じてチームが編成

## 介入と支援の機能分化【施策の方向性（案）】

児童相談所が保護機能と支援マネジメント機能※を確実に果たし、区市町村との役割分担のもと、初期介入から在宅支援まで、円滑に実施できる体制を整備

※保護機能: ケース調査、評価、保護、措置を行う機能  
支援マネジメント機能: 措置後のケースマネジメントを行う機能

### ◆ 虐待対応の機能分化

(パターンA)

虐待対策班と地区担当の現行の形を活かしつつ、虐待対策班の更なる強化を推進

虐待対策班(保護機能)

地区担当(支援マネジメント機能)

(パターンB)

保護機能を既存の児童相談所から分離。初期対応と危機介入に特化した別機関(例:CPS)として運営

新組織(保護機能)

連携

児童相談所(支援マネジメント機能)

### ◆ 増加する通告に対応するための対応力強化

- 児童福祉司、児童心理司、保護所職員など児童相談所の体制強化
- 一時保護所の入所定員の拡充、環境改善
- 子供家庭支援センターの体制強化

### ◆ 虐待防止、家族再統合に向けた保護者支援の充実

- 児童相談所における保護者援助プログラムの見直し・強化
- 児童相談所と子供家庭支援センターの保護者支援の協働(心理職員の連携、研修の充実等)

### ◆ 子供の意見を聴く仕組みの検討

- 児童相談所の援助に対する子供等の意見を聴取し、子供の福祉の観点から調整等を行う仕組みの検討